

### 「げんきカード」プリペイド 残高はありませんか

「げんきカード」のプリペイド残高の払い戻しを行っています。まだプリペイド残高が残っている方は期限までに払い戻しを受けてください。

**払戻期限** 12月9日(水)  
**場所** げんきカード会事務局 (栄町2丁目1番16号)

**払戻方法** げんきカードをお持ちのうえ、事務局へお越しください(平日11時～16時)。

※不明な点は、げんきカード会にお問い合わせください。

**滝川市生活応援プレミアム商品券の購入は お済みですか**

滝川市生活応援プレミアム商品券の販売期限が近づいています。ご利用予定の方は、すでに対象世帯に送付されている購入引換券、指定された本人確認書類、購入代金を持参のうえ、期限内にご購入ください。

**販売期限** 11月30日(月)  
**販売場所** 市内郵便局(9局)の郵便窓口

※平日9時～17時(滝川郵便局)

ごみ処理手数料については、今年度未申請の方に限ります。

**減額対象世帯**  
●生活保護世帯  
●70歳以上の単身世帯で令和2年度の市民税が非課税の世帯

●次の①～④のいずれかに該当する子を扶養し、母親または父親の収入のみで生計を維持している「母子及び父子並びに寡婦福祉法」による母子家庭または父子家庭で、令和2年度の市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯

①満20歳未満の子  
②身体障害者手帳1級または2級の子  
③療育手帳A判定の子  
④精神障害者保健福祉手帳1級の子

※市税、し尿処理手数料の完納が条件となります。

※ごみ処理手数料は、対象となる月数分のごみ袋を交付しますが、条件により申請時にお渡しできない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

**歳末たすけあい 見舞金の申請**

滝川市共同募金委員会が実施する「歳末たすけあい募金運動」で皆さまから寄せられた善意を、

のみ19時まで)

※ただし、11月14日(土)、15日(日)のみ10時～14時の間、市役所1階市民ロビーで販売

**対象** 8月7日時点で滝川市に住民登録のある世帯主

**購入金額** 1セット10,000円(1,000円×10枚)のプレミアム商品券を5,000円で購入できます。

※1世帯最大2セットまで購入できます。

**利用期限** 令和3年1月31日(日)  
**産業振興課** 28-8044

**女性に対する 暴力をなくす運動**

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力防止について考え、暴力のない社会づくりを進めていきましょう。

**◆「女性の人権ホットライン」強化期間**

次の方を対象に歳末たすけあい見舞金として贈呈します。

**該当基準** ①18歳未満で身体障害者手帳1級または2級の方

②18歳未満で療育手帳A判定の方

③要介護4以上の高齢者等

④低所得者世帯(世帯の年間収入が基準額(基本額+扶養者加算額)以下の場合で生活保護受給世帯を除く)

○基本額 1人世帯 98万円、2人世帯 149万円、3人世帯 187万円、4人世帯 213万円、5人世帯 238万円、6人世帯 268万円、7人世帯 299万円、8人世帯 327万円、9人世帯 354万円

○扶養者加算額・1人につき小学生 5万円、中学生 8万円、高校生 19万円

**申込期限** 11月25日(水)

**申請方法** ①～③の方は印鑑と身体障害者手帳、療育手帳、介護保険証のうち該当するもの、④の方は印鑑と所得を証明できる書類をお持ちのうえ、世帯主または家族の方が、滝川市社会福祉協議会(明神町1丁目3番1号)または江部乙支所に申請してください。

**滝川市社会福祉協議会** 22-2397

### 化週間

11月12日～18日は「女性の人権ホットライン」強化週間です。

「女性の人権ホットライン」は、女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。期間中は受付時間を延長して対応し、解決に導きます。

**全国共通ナビダイヤル** 0570-0700-810

**強化期間中の受付時間** 11月12日(水)～18日(水) 8時30分～19時(11月14日(土)、15日(日)は10時～17時)

**通常受付時間** 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

**11月は「労働保険適用 促進強化期間」です**

一人でも雇ったら、労働保険(労災保険・雇用保険)の加入手続きが必要ですよ

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者(パート・アルバイトを含む)を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。しかし、現在においても小規模零

細事業を中心に、相当数の未手続き事業が存在しています。このため、厚生労働省では、11月を労働保険適用促進強化週間とし、各種事業主団体、個別事業主への訪問指導等を強化し、事業主へ制度の概要を説明しています。

なお、自主的に保険関係の加入手続きを取らない事業主に対しては職権による成立手続きを行います。

**北海道労働局労働保険徴収課** 011-709-2311、**空知総合振興局商工労働観光課** 0126-20-0060

**税を考える週間**

11月11日(水)～17日(火)は「税を考える週間」です。市民の皆さんに税の意義や役割についての理解を深めてもらうため、税の無料相談会を実施します。

**税の無料相談会**  
日時 11月11日(水) 10時～12時、13時～15時  
場所 市役所2階 市立図書館ロビー

**相談員** 市内税理士  
**対象税目** 所得税、相続税、贈与税

**●電話による無料相談**  
日時 11月12日(木) 10時～15時  
相談先 市内各税理士事務所

### 健康

#### 歯周病歯科検診

日時 12月9日(水) 13時～14時  
場所 保健センター

**内容** 歯科医師による歯科検診、歯科相談、歯周ポケット測定、歯科衛生士による歯みがき指導、唾液検査、75歳以上の方には舌や飲み込みなどの機能検査

※使用した歯ブラシ、フロス、歯間ブラシ等は差し上げます。

**対象** 成人の方(特に40歳、50歳、60歳、70歳の方)

**参加料** 520円(歯ブラシ代を含む)

**申込方法** 完全予約制で行いますので、必ず前日までに窓口または電話でお申し込みください。

**健康づくり課** 24-5256

**料理ハンズ**

**◆緑黄色野菜をたっぷり食べよう**  
日時 11月27日(金) 10時30分～12時

**場所** まちづくりセンター  
**内容** 緑黄色野菜をたっぷり使用し、彩りのよい料理を2品作ります。

**対象** 65歳以上の市民  
**定員** 9人  
**参加料** 300円

※詳しくはお問い合わせください。

**福祉**

**福祉除雪サービスをご利用ください**

65歳以上の高齢者世帯、重度身体障がい者世帯で、身体的理由などにより除雪を行うことが困難な世帯を対象に除雪を行います。

各地区の民生委員児童委員へお申し込みください。

**事業内容** 市道の除雪が入った日に1回のみ、玄関から道路までの避難通路を確保する事業です。

**利用料** 介護保険料の段階に応じ、月額1,250円～5,000円の範囲で4区分となります。

**実施期間** 12月～令和3年3月末

※自宅から300メートル以内にお子さんがお住まいの方は利用できません。

**令和2年度の ごみ処理手数料・し尿処理手数料の福祉減額**

市では次の方を対象にごみ処理手数料・し尿処理手数料の福祉減額を行っています。ただし、

工事の完了に伴い、12月7日(月)10時よりリニューアルオープンします。

**江部乙地区コミュニティセンターの閉館について**

農村環境改善センターとの集約に伴い、江部乙地区コミュニティセンターは12月5日(土)をもって閉館します。

**裁判員候補者へ 通知が送付されます**

11月中旬までに裁判所から令和3年度の裁判員候補者に対して、「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が送付されます。

この名簿は、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた方が登録されるもので、裁判所ごとに作成されます。滝川市では64人の方が登録される予定ですが、このお知らせが届いても、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

今後、具体的な事件ごとに、名簿の中から裁判員候補者くじで選定し、改めて裁判所から通知が送付されますので、ご協力をお願いします。

**農村環境改善センター** 011-290-2373

**農村環境改善センターのリニューアルオープン**

農村環境改善センターは改修